市で収集・処理しないもの

家電リサイクル法対象品目

家電リサイクル法により、下記の家電４品目については販売店が引き取り、家電メーカーで**リサイクルすることが義務付け**られています。市の収集に出したり、市の施設に自己搬入することはできません。分解したものも収集しませんので、必ず適正にリサイクルしてください。

対象品目	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	エアコン
	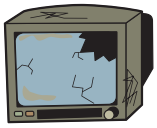 ・ブラウン管 ・液晶 ・プラズマ	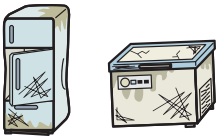		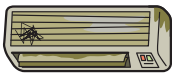
リサイクル料金*（税別）	15型以下1,700円～ 16型以上2,700円～	170ℓ以下3,600円～ 171ℓ以上4,600円～	2,400円～	1,500円～

*メーカー等によって異なることがあります。

● リサイクルの方法は次のとおりです。
運搬を家電販売店や許可業者に頼むか、自分で持ち込むかによって、申込先や料金が異なります。

	買い替えするとき	買い替えしないとき		自分で指定引取場所まで運べるとき
排出方法		以前購入したお店がわかる	購入したお店がわからない/存在しない 引越しなどで遠くなった	製品のメーカー・品番を確認し、最寄りの郵便局で家電リサイクル券を購入
	新しい製品を**購入するお店**に引取を依頼	以前その製品を**購入したお店**に引取を依頼	下記の**許可業者**に引取を依頼するか自分で持ち込む	下記の**指定引取場所**へ自分で持ち込む
支払う料金	リサイクル料金（全国で一律）＋収集運搬料金（各販売店・収集業者がそれぞれ設定）			リサイクル料金（＋振込手数料）

【リサイクル家電収集運搬許可業者】自宅引取の依頼も、直接持ち込むこともできます。各社にお問い合わせください。

石塚商事㈲	日の出町638番地5	☎23－9838
㈲岩見沢古紙資源センター	南町7条3丁目4番1号	☎25－0391
岩見沢清掃㈱	南町7条1丁目4番9号	☎22－4447

【指定引取場所】 事前に営業時間やリサイクル料金等をご確認の上、郵便局でリサイクル料金を振り込んでからお持ちください。

㈲北修	岡山町12番地47	☎35－1684

（一財）家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ（http://www.rkc.aeha.or.jp/）では、対象となる家電製品やメーカーごとのリサイクル料金などが確認できます。

パソコン

資源有効利用促進法（パソコンリサイクル法）により、家庭用の使用済みパソコンは各メーカーが回収しリサイクルされます。廃棄の際は、**各メーカーに直接回収の申込み**をしてください。市では回収・処理しません。

対象品目	デスクトップ型パソコン（本体）	ノートパソコン	ディスプレイ（一体型のものを含む）	
			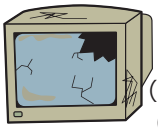 （ブラウン管（CRT）型）	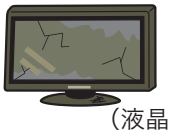 （液晶型）
リサイクル料金*（税別）	3,000円～	3,000円～	4,000円～	3,000円～

*メーカー等によって異なることがあります。

※購入時製品に同梱されていた付属装置は、パソコンと一緒に梱包して送ることができます。（キーボード、マウス、テンキー、ケーブル、マイク、スピーカーなど）

排出方法と手順

メーカーがわかる場合

各メーカーに回収を申込み
（各社ホームページや製品に同梱のマニュアル等に受付窓口が記載されています）

・メーカーが指定する方法で回収資源化料金の支払い
・エコゆうパックでメーカーに送付

メーカーがわからない、撤退・倒産している場合

自作・輸入したパソコンの場合

（一社）パソコン３Ｒ推進協会で回収（有償）
☎03-5282-7685　FAX 03-3233-6091
ホームページ　http://www.pc3r.jp/

協会のホームページでは、メーカーごとの受付窓口やリサイクル料金等も公開されています。

- **PCリサイクルマークがついているパソコン**（平成15（2003）年10月以降に販売されたもの）は、購入代金に処理費用が含まれていますので、リサイクル費用・運送費ともに**無料で処理できます。**
- 下記のものはパソコンリサイクルの**対象外**です。
  周辺機器（プリンター、スキャナー、サーバーなど）、ワープロ、付属の取扱説明書などの紙類、CD-ROMなどの媒体
- 排出の際は、必ずハードディスクのデータを消去してください。

PC リサイクル

一時多量ごみ

引越しなど**一時的な多量のごみを一度に処理**する場合は、ごみステーションには出せません。自分で市の処理施設に運ぶか P.31、市が許可する収集運搬業者 P.32 に依頼してください。

事業系ごみ

会社や店舗、事務所など営利・非営利を問わず事業活動に伴って出るごみは、ごみステーションには出せません。事業者の責任において、市が許可する収集運搬業者と契約するなど、適正に処理しなければなりません。

請負工事から出たごみ

業者に依頼して交換したものなど、請負工事によって発生したごみは、工事を請け負った業者の責任において適正に処理しなければなりません。

市で収集しないごみ P.27-29
ボランティア袋と負担軽減 P.30
処理施設自己搬入 P.31
収集業者・事業ごみ・し尿 P.32
ごみ分別辞典 P.33-50

処理困難物

専門的な処理が必要など、市の処理施設では適正に処理できない下記のものを、処理困難物として指定しています。**販売店や処理業者に直接相談**してください。市では回収・処理しません。

● 廃タイヤ　● バッテリー　● 廃油（オイル・ガソリン・灯油など）

・購入店、販売店
・タイヤ販売店
・カーショップ
・ガソリンスタンド
　などへ

● プロパンガスボンベ

購入店、
販売店へ

● 消火器

購入店・販売店か、下記の消火器リサイクル窓口へ

㈲北央防災設備	6西12	☎22-8686
㈱いわせき	5東1	☎22-1800
協和総合管理㈱岩見沢(営)	4西13	☎23-9171

※エアゾール式消火具（スプレータイプ）は消火器ではありませんので、使い切って**「危険ごみ（スプレー）」**で出してください。

㈱消火器リサイクル推進センター
☎03-5829-6773
http://www.ferpc.jp/

● バイク

メーカーでリサイクルしています。
購入店・販売店か、下記の二輪車リサイクル取扱店へ

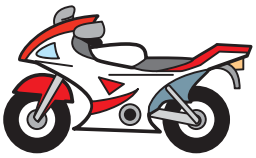

㈲岩見沢オートスタープロジェクト	5東10	☎22-4641
㈲バイク&サイクルもんま	9東1	☎24-1434
㈲辰田商会	北本町西1	☎22-4253
㈲砂原商会	美園6-6	☎22-2606

二輪車リサイクルコールセンター
☎03-3598-8075
http://www.jarc.or.jp/

● 建材・住宅設備の一部
● コンクリート・ブロックなど

・業者が解体・撤去した場合 ⇒ 業者に処分してもらってください（産業廃棄物）
・自身で解体・撤去した場合 ⇒ 下記の一般廃棄物処分業許可業者へ
※処理できるものとできないものがありますので、お問い合わせください。

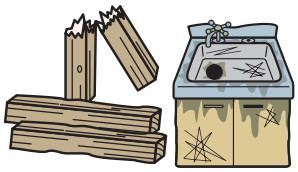

空知環境総合㈱	☎22-0478
昭和マテリアル㈱	☎26-3636（木類のみ）
小谷産業㈱	☎26-3838（木類・コンクリートなど）
㈱北豊商建	☎55-3223（木類・コンクリートなど）
㈱岩見沢古紙資源センター	☎25-0391（プラスチック・金属類・紙類）

● エンジン付き機械
（発電機・除雪機・融雪機・草刈機など）

購入店、
販売店、
金属商
などへ

● 注射器・針などの在宅医療ごみ P.9

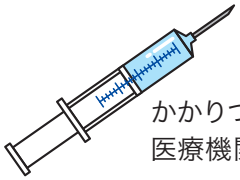

かかりつけの
医療機関や薬局へ

● 農薬・劇薬などの薬品

販売店、
製造元などへ

● 庭土・石・土砂
（自然物でありごみではありません）

建設・土木・造園
業者等にご相談
ください

● ピアノ

販売店か買取専門店へ

● 耐火金庫

下記の業者へ

㈲岩見沢パートナーシップ
☎22-0478